お知らせ

保育所・認定こども園 新規入所について

令和9年4月1日から新規で保育所または認定こども園（保育所部分）への入所を希望する児童の受付を開始します。

※認定こども園の「幼稚園部分」での入園を希望される方は、各園に直接申込みをしてください。

対象児童　保護者が就労、妊娠や出産、病気、障害、病人の看護、災害復旧、求職活動、就学などの事情により保育が必要な児童

申込書の配布について

入所希望の方には健康・こども課子育てサポート係で「入所申込書」等を配布し、必要書類の説明をします。

配布期間　11月27日（金）まで

申込書の受付について

受付期間　12月1日（火）～25日（金）

提出先　健康・こども課子育てサポート係

※保育所および認定こども園では、入所手続きはできませんのでご注意ください。

※転園を希望する場合も受付期間内に手続きを行ってください。

※保育所等の定員数などにより、第1希望の施設へ入所できないことがありますので、ご了承ください。

※市外の保育所または認定こども園への入所を希望する場合も、手続きは杭崎市で行う必要があります。市外の保育所等への入所を希望される場合は、お早めにご相談ください。

問合せ・申込み　健康・こども課子育てサポート係　TEL73-5612

特別障害者手当等について

◎特別障害者手当

障害者（20歳以上）の方で、極めて重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給する手当です。

支給額　月額30450円（令和8年4月より適用）

対象者

- 重度の障害が二つ以上ある方
- 重度の精神障害や知的障害のため、食事・用便・会話等の日常生活能力がほとんどできない方

※障害者手帳の有無は問いません。

対象要件

- 病院、診療所に3カ月以上入院していないこと
- 施設に入所していないこと
- 本人および扶養義務者の前年の所得が一定の額を超えていないこと

◎障害児福祉手当

障害児（20歳未満）の方で、重度の障害があるため、日常生活において介護を必要とする方に給付する手当です。

支給額　月額16560円（令和8年4月より適用）

対象者

- 身体障害者手帳1級・2級を持ちの方等（該当しない場合もあります）
- 療育手帳A1をお持ちの方等
- 右記二つと同程度の障害がある方

対象要件

- 施設に入所していないこと
- 本人および扶養義務者の前年の所得が一定の額を超えていないこと

問合せ　福祉課障害福祉係　TEL76-1197

令和9年の「裁判員候補者」または「検察審査員候補者」に選ばれた皆さんへ

それぞれの候補者は、選挙権を有する県民の中からくじで選定されます。候補者となった方へは、11月中旬頃に「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」または「検察審査員候補者名簿への記載のお知らせ」が届きます。

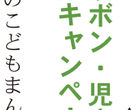
国民が司法に参加する二つの制度ですので、ご協力ください。

問合せ　裁判員＝鹿児島地方裁判所刑事部裁判員係　TEL0998-3773、検察審査員＝鹿児島検察審査会事務局　TEL099-808-3719

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間

暴力は、性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。期間中、市役所や市立図書館等に「女性に対する暴力根絶」のシンボルであるパープルリボンツリーを設置し、啓発を行います。

相談窓口　DV相談ナビ　TEL#8008、市家庭児童相談室　TEL76-1136、杭崎警察署　TEL72-0110



▲チャットによる相談はこちら（県DV相談 With You）

オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

11月は「秋のこどもまんなか月間」です。その取り組みの一つとしてオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンを実施します。

オレンジリボンは「こどもへの虐待防止」のシンボルマークです。オレンジリボンの「子育てを暖かく見守る」という意味を込め、オレンジリボンツリーを健康センター、児童館、児童センターに、市役所や市立図書館等にはパープルリボンツリー＆オレンジリボンツリーを設置し、啓発を行います。

児童虐待は、子どもの生命に危険を及ぼすだけでなく、心にも深い傷を残すことになります。児童虐待防止は地域全体で取り組むことで、発生予防や早期発見につながります。

あなたの周りに「気になる子ども」はいませんか？「もしかしたら」と感じたら、すぐに左記の連絡先のいずれかに連絡してください。

- おかしいと感じたら、迷わず連絡（通告）
- 「しつけのつもり」は言い訳
- 一人で抱え込まない
- 親の立場より子どもの立場
- 虐待はあなたの周りでも起こりうる

連絡先　児童相談所全国共通ダイヤル　189（いちはやく）、南薩地域振興局地域保健福祉課　TEL53-8001、健康・こども課子育てサポート係　TEL73-5612、市家庭児童相談室　TEL76-1136

問合せ　健康・こども課子育てサポート係　TEL73-5612

調停無料相談会

悩みやお困りのこと等ありませんか。裁判所の調停委員が相談に応じます。

相談は無料で、秘密は固く守られますので安心してご相談ください。予約は必要ありません。

日時　11月28日（土）　午前10時～午後3時

場所　市民会館第3会議室

相談内容

- 家事関係（婚姻、離婚、夫婦関係、親子関係、扶養、遺産相続、その他親族関係等に関する調停手続きの相談）
- 民事関係（土地・建物の売買、土地の境界等、多重債務、交通事故等に関する調停手続きの相談）

主催　加世田調停協会

問合せ　事務局担当　鎌田哲也　司法書士事務所　TEL52-1005

市民協働のための講演会

元指宿市集落支援員であり、現在は鹿児島県内外の地域コミュニティ団体の活動の支援や講演、研修会などで活躍されている「コミュニティサポートかごしま」代表の小野優さんを講師に招き、地域課題を解決する先進事例などを学びます。本市の未来に活かせる、これからの地域づくりを一緒に学びましょう。

日時　12月8日（火）　午後2時～4時（受付＝午後1時30分～）

場所　市民会館第1会議室

講師　小野　優さん（コミュニティサポートかごしま代表）

対象　どなたでも参加可

申込方法　電話または二次元コードからお申し込みください。

※この講演会は、まくらざきハーモニーフェスティバルと市民協働のための講演会を兼ねて実施します。高齢者元気度アップ・ポイント事業の対象事業です。

問合せ・申込み　企画調整課政策推進係　TEL76-1090

募集

シルバー人材センター 業務担当嘱託職員

シルバー人材センターでは、業務担当の嘱託職員を募集します。希望される方は、市販の履歴書に必要事項を記入の上、センターに持参（もしくは郵送）して下さい。試験の日時および場所等は後日応募者に連絡します。

職種　業務全般（会員と発注者をつなぐ総合調整役）

採用予定人数　1人

応募資格

①杭崎市内に居住している方

②11月24日（火）から勤務可能な方

選考方法　作文試験、面接試験、健康診査（合格者のみ）

申込締切　11月13日（金）　午後5時

問合せ・申込み　シルバー人材センター　TEL72-6689

「デンマーク体操」参加者（鹿児島友の会主催）

総合体育館にて「デンマーク体操」を開催します。

デンマーク体操とは世界三大体操の一つで、日本のラジオ体操の基本となった体操です。デンマークから指導者のヤコブさんとカロリーナさん、自由学園（東京都）の早野曜子先生を迎え、音楽に合わせて楽しく体を動かします。この機会に、デンマークの文化に触れ、心も体も元気になりましょう。ぜひご参加ください。

日時　11月29日（日）　午前10時～11時30分

場所　総合体育館

対象　幼児、小・中学生、高校生、一般

※動きやすい服装、室内シューズをお持ちください。

※参加人数把握のため事前申し込みをお願いします。

問合せ・申込み　宮下　TEL080-6419-1304

学校給食試食会参加者

学校給食センターでは、市民の皆さんに学校給食への理解と関心を深めていただくため、給食試食会を実施します。ぜひ、お気軽にご参加ください。

日時　12月16日（水）　午前10時50分～正午

会場　学校給食センター

定員　10人（先着順）

献立　牛乳、杭崎産ごはん、だしかおる沢煮椀、杭崎牛のガーリックソテー、みかん

申込み　11月9日（月）から電話にて受付を開始し、定員に達し次第、受付を終了します。

試食費　333円（1食分）

問合せ　学校給食センター　TEL72-3145

消費生活メモ

日頃利用している事業者からのメールもフィッシングを疑って

普段から利用しているアプリの名前でスマホにメールが届いた。「登録している支払い方法に確認が必要な状態」「更新が遅れるとストアでアプリが購入できなくなる」などと書いてあったので、記載のURLからアクセスして、クレジットカード番号等を入力し支払い情報を更新した。ところがその後、ネットショッピングで約20万円の利用を知らせるメールが届いた。どうしたらよいか。

▼実在する事業者をかたるメールやSMSを送信し、そこに記載されたURLをクリック等させ、偽のウェブサイトに誘導することで、パスワードやクレジットカード番号などを詐取するフィッシング詐欺に関する相談が依然として寄せられています。日頃利用している事業者や公的機関などのメールやSMSであっても、まずはフィッシングを疑いましょう。記載されているURLにはアクセスせず、事前にブックマークした正規サイトのURLや、正規のアプリからアクセスしましょう。リンク先にアクセスしてしまっても、クレジットカード番号などは入力せず、そのサイト上にあるアプリもダウンロードしないことが大切です。

不正利用に早く気付けるように、クレジットカード等の明細は、こまめに確認しましょう。

困ったときは、消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

消費生活に関するトラブルのご相談は杭崎市消費生活センター（市役所内）まで。
TEL72-1111　内線329
※8:30～12:00、13:00～17:15